

学校において予防すべき感染症

- ・インフルエンザ
- ・麻疹（はしか）
- ・結核
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・新型コロナウイルス感染症等その他の感染症
- ・百日咳
- ・風疹
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・咽頭結膜熱（プール熱）

※お子さんが新型コロナウイルス感染症の疑い等で、PCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者に特定された場合も出席停止となりますのですみやかに学校へ連絡してください。

1. 「緊急用連絡用紙」について

緊急な連絡が必要な場合に備えて、緊急用連絡用紙の記入をお願いしています。

必ず、連絡のとれる連絡先を記入してください。年度途中で、連絡先が変更になった場合は速やかに学校へお知らせください。

2. 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

長浜市教育委員会では、市内の小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下センター）と災害給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下（授業中や校外学習など学校行事、休み時間、決められた通学方法、通学路での登下校中も含まれます。）において、児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

入学時には加入契約の同意書をいただいております。年間掛金は935円ですが、保護者負担金は、460円です。【475円は長浜市教育委員会が負担しています。（令和3年度現在）】

1. 災害給付の対象について

学校の管理下で医療を要する災害に遭った場合

窓口の支払額（3割負担）が、概ね1,500円以上の場合です。



※ただし、けが等の原因である事故が交通事故や第三者の行為によるものは対象外です。

※市立長浜病院、長浜赤十字病院等における初診時特定療養費は対象外です。

2. 災害給付を受ける場合

給付金を請求するときは、必ず学校に申し出てください。家庭より受診された場合は、医療機関名及び薬局名をお知らせください。

ご不明な点は、遠慮なく保健室へお尋ねください。

給付は、手続きが完了してから3～4か月後になります。

子ども医療費助成制度について

長浜市では、小学生・中学生のお子さんが入院されたときの医療費の一部を助成する制度があります。

・助成の内容

入院費のうち保険適用総医療額の一部負担金を助成します。一旦支払った医療費を、申請により市から払い戻します。

※保険適用外料金、交通事故等の第三者行為による治療費は助成できません。

他の公費、保険者から給付される高額療養費、日本スポーツ振興センター災害共済給付金との併用助成はできません。

・申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・保護者の口座振込先がわかるもの
- ・領収書
- ・高額療養費、付加給付等の支給決定通知書等

※詳しくは長浜市役所 保険年金課に、お尋ねください。

※令和4年10月から「子ども医療費助成の拡充」が予定されており、今までの入院費に加え通院医療費についても窓口負担が無料となります。詳しくは長浜市ホームページをご覧ください。